○茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成２４年３月２８日

条例第５号

（趣旨）

第１条　この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号。以下「法」という。）第１０条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る手続並びに墓地、納骨堂及び火葬場の構造設備の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（経営の主体）

第３条　墓地等の経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1)　地方公共団体

(2)　宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第４条第２項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）であって、市内に主たる事務所又は従たる事務所等を有するもの

(3)　公益社団法人又は公益財団法人であって、墓地等の経営を目的とするもの

（事前協議）

第４条　法第１０条第１項の規定により墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者は、墓地等の経営の計画（以下「墓地等経営計画」という。）について、あらかじめ市長に協議しなければならない。

（経営計画の周知）

第５条　経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画における墓地等の土地（以下「計画用地」という。）の外部から見やすい場所に、前条の規定による協議を開始した日以後であって規則で定める日までに、規則で定める標識を設置しなければならない。

２　前項の標識は、第１９条第３項に規定する書面の交付を受ける日までの間設置していなければならない。

３　経営許可を受けようとする者は、前条の規定による協議を開始した日から規則で定める日までの間に説明会を開催し、計画用地の近隣に居住する者並びに近隣の土地を所有する者及び近隣の建物を所有し、又は管理する者であって規則で定めるもの（以下「近隣住民等」という。）に対し、墓地等経営計画について説明しなければならない。

４　経営許可を受けようとする者は、前項の規定により説明会を開催した場合は、規則で定めるところにより速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

（近隣住民等との協議）

第６条　経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から規則で定める日までに墓地等経営計画について次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。

(1)　公衆衛生その他公共の福祉の見地からの意見

(2)　墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する意見

(3)　墓地等の工事の方法等に関する意見

（手続の省略）

第７条　前３条（第１６条において準用する場合を含む。）の規定による手続は、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、その全部又は一部を省略することができる。

（経営許可の申請）

第８条　経営許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（経営許可の条件）

第９条　市長は、経営許可をする場合においては、法の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（設置場所の基準）

第１０条　墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

(1)　地方公共団体が経営許可を受けようとする場合を除き、経営許可を受けようとする者が所有し、かつ、抵当権その他の墓地等の永続的な設置に支障のある権利が設定されていない土地であること。ただし、規則で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

(2)　墓地等の境界線から住宅、学校等までの水平距離が規則で定める距離以上であること。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(3)　飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

（墓地の構造設備の基準）

第１１条　墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1)　給水設備及び排水設備を設けること。

(2)　管理事務所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するための施設（以下「墓地便益施設」という。）を設けること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、墓地便益施設の一部を墓地に近接した場所に設けることができる。

(3)　墓地内の通路の有効幅員を規則で定める幅員以上にすること。

(4)　緑地の面積（以下「緑地面積」という。）の墓地の面積に対する割合を規則で定める割合以上にすること。

(5)　樹木の植栽等により、隣接地と明確に区分すること。

（納骨堂の構造設備の基準）

第１２条　納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第７号に規定する耐火構造にすること。

(2)　換気設備を設けること。

(3)　出入口及び納骨装置に設ける戸に施錠装置を設けること。ただし、納骨装置の存する場所に当該納骨堂を管理する者以外の者が立ち入ることができない場合は、この限りでない。

（火葬場の構造設備の基準）

第１３条　火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　給水設備及び排水設備を設けること。

(2)　管理事務所、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他火葬場を利用する者に便益を供するための施設を設けること。

(3)　火葬炉については、防じん及び防臭のための十分な能力を有する設備を設けること。

(4)　収骨室及び遺体保管室を設けること。

(5)　収骨容器等を保管するための施設を設けること。

(6)　残灰庫を設けること。

(7)　緑地面積の火葬場の敷地面積に対する割合を規則で定める割合以上にすること。

(8)　樹木の植栽等により、隣接地と明確に区分すること。

（変更許可等の申請）

第１４条　法第１０条第２項の規定により墓地等の変更（墓地にあっては、墳墓を設ける区域の変更及び墳墓を設けるために区画された区域の数の変更（規則で定める数以上の変更に限る。）を含む。）の許可（以下「変更許可」という。）又は墓地等の廃止の許可（以下「廃止許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（変更許可等の条件）

第１５条　市長は、変更許可又は廃止許可をする場合においては、法の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（墓地等の拡張の手続）

第１６条　第４条から第６条までの規定は、変更許可を受けようとする者であって、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を規則で定める規模以上拡張しようとするものについて準用する。

（墓地等の変更の届出）

第１７条　墓地等の経営者は、墓地等の構造設備の変更（変更許可に係るものを除く。）をしようとする場合又は次の各号のいずれかに該当する事項に変更があった場合は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)　墓地等の経営者の名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所若しくは市内の従たる事務所等の所在地（市内の従たる事務所等の所在地にあっては、墓地等の経営者が宗教法人である場合で、かつ、市内に主たる事務所を有しない場合に限る。）

(2)　墓地等の名称

(3)　その他規則で定める事項

（都市計画事業等に係る新設等の届出）

第１８条　墓地又は火葬場の経営者は、法第１１条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされた場合は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出等）

第１９条　墓地等の経営者は、経営許可、変更許可又は廃止許可に係る工事（以下「工事」という。）を完了した場合は、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があった場合は、工事が経営許可、変更許可又は廃止許可の内容に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

３　市長は、前項の規定による検査を行った結果、工事が経営許可、変更許可又は廃止許可の内容に適合していると認める場合は、その旨を記載した書面を墓地等の経営者に交付するものとする。

４　墓地等の経営者は、前項の規定による書面の交付を受けた後でなければ、経営許可又は変更許可に係る墓地等を使用してはならない。

５　市長は、法の施行に必要な限度において、墓地等の経営者に対し、工事の進捗状況の報告を求めることができる。

（管理者の遵守事項）

第２０条　法第１２条の管理者（以下「管理者」という。）は、その管理に係る墓地等について次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　清潔に保持すること。

(2)　老朽化し、又は破損した場合は、修繕その他必要な措置を講ずること。

(3)　墓地の管理者にあっては、墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがある場合は、速やかに安全を確保するために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずるよう当該墓石等を所有する者等に求めること。

（管理者に係る変更の届出）

第２１条　墓地等の経営者は、管理者の本籍、住所又は氏名に変更があった場合は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（勧告）

第２２条　市長は、第４条から第６条まで（第１６条において準用する場合を含む。）の規定による手続が正当な理由なくなされていないと認める場合は、経営許可又は変更許可を受けようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

（公表）

第２３条　市長は、前条の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その者の名称、違反の事実その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

（委任）

第２４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）第２４条の規定による改正前の法の規定によりされた経営許可又は変更許可に係る墓地等（以下「既存墓地等」という。）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第１７条の規定により同法第２４条の規定による改正後の法の規定によりされたものとみなされた経営許可又は変更許可の申請に係る墓地等（以下「申請中の墓地等」という。）及び次項の規定によりこの条例の規定によりしたものとみなされた協議その他の手続に係る墓地等（以下「手続中の墓地等」という。）についての第３条第２号の規定の適用については、同号中「市内」とあるのは「神奈川県内」とする。

３　この条例の施行前に神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成１４年神奈川県条例第６８号。以下「県条例」という。）の規定により経営許可又は変更許可を受けようとする者がした協議その他の手続でこの条例に相当する規定のあるものは、この条例の規定によりしたものとみなす。

４　既存墓地等については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第１０条から第１３条までの規定は、適用しない。

５　申請中の墓地等及び手続中の墓地等について、経営許可又は変更許可を行う場合の基準は、第１０条から第１３条までの規定にかかわらず、県条例の規定の例による。